

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第178回)議事要旨

- 1 日 時：平成24年5月11日(金) 13時55分から15時25分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
(委員会)津田部会長、石立部会長代理、上村委員、大久保委員、小島委員  
(九州管区行政評価局)梶原事務室長ほか
- 4 主な議題
  - (1) 福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議
  - (2) その他
- 5 会議経過
  - (1) 福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
  - (2) 部会として、国民年金の3件について、国民年金保険料の納付記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。  
また、厚生年金保険の標準報酬月額記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定し、2件について記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - (3) 次回の部会は、平成24年5月31日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第180回)議事要旨

1 日 時：平成24年5月11日（金） 14時15分から16時20分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

（委員会）山出部会長、田中部会長代理、米村委員、堀江委員  
（九州管区行政評価局）松元事務室次長ほか

4 主な議題

- （1）福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議
- （2）その他

5 会議経過

- （1）福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- （2）部会として、厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正が必要であるとのあっせん案2件を決定するとともに、2件について記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。  
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
- （3）次回の部会は、平成24年5月24日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第179回)議事要旨

- 1 日 時：平成24年5月14日（月） 15時30分から17時45分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）藤井部会長、尾畠部会長代理、片野委員、新庄委員、田村委員  
（九州管区行政評価局）山田第二部会事務班長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、3件について国民年金保険料の納付記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。  
また、厚生年金保険の標準報酬月額等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成24年5月28日（月）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第174回)議事要旨

- 1 日 時：平成24年5月14日（月） 13時55分から14時55分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
（委員会）中島部会長、末松部会長代理、中嶋委員、野田委員、淵上委員  
（九州管区行政評価局）松元事務室次長ほか
- 4 主な議題  
（1）福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議  
（2）その他
- 5 会議経過  
（1）福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
（2）部会として、国民年金の1件について、国民年金保険料の納付記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。  
また、厚生年金保険の2件について、記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。  
      今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成24年5月24日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会(第175回)議事要旨

- 1 日 時：平成24年5月24日(木) 13時50分から14時40分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
(委員会) 中島部会長、末松部会長代理、中嶋委員、野田委員、淵上委員  
(九州管区行政評価局) 宮村第三部会事務班長ほか
- 4 主な議題
  - (1) 福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議
  - (2) その他
- 5 会議経過
  - (1) 福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
  - (2) 部会として、国民年金の2件について、国民年金保険料の納付記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。  
また、厚生年金保険の資格取得日を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - (3) 次回の部会は、平成24年6月7日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会(第181回)議事要旨

1 日 時：平成24年5月24日(木) 14時5分から15時25分まで

2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室

3 出席者

(委員会) 山出部会長、田中部会長代理、米村委員、堀江委員  
(九州管区行政評価局) 松元事務室次長ほか

4 主な議題

- (1) 福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、国民年金の1件について、国民年金保険料の納付記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。  
また、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
- (3) 次回の部会は、平成24年6月7日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会(第180回)議事要旨

- 1 日 時：平成24年5月28日(月) 13時50分から16時22分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
(委員会) 藤井部会長、尾畠部会長代理、片野委員、新庄委員、田村委員  
(九州管区行政評価局) 梶原事務室長ほか
- 4 主な議題  
(1) 福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議  
(2) その他
- 5 会議経過  
(1) 福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
(2) 部会として、国民年金の2件について、国民年金保険料の納付記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。  
また、厚生年金保険の標準報酬月額記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、1件について記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
(3) 次回の部会は、平成24年6月11日(月)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会(第179回)議事要旨

- 1 日 時：平成24年5月31日(木) 16時30分から17時50分まで
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者  
(委員会)津田部会長、石立部会長代理、上村委員、大久保委員、小島委員  
(九州管区行政評価局)梶原事務室長ほか
- 4 主な議題  
(1)福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議  
(2)その他
- 5 会議経過  
(1)福岡地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。  
(2)部会として、国民年金の1件について、国民年金保険料の納付記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。  
また、厚生年金保険の標準報酬月額記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、1件について記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
(3)次回の部会は、平成24年6月14日(木)に行うこととされた。

〔 文 責 : 事 務 室  
後日修正の可能性あり 〕